

# スポーツツーリズム推進事業企画運営業務 企画提案公募 仕様書

## 1. 委託業務名称

スポーツツーリズム推進事業企画運営業務

## 2. 本業務の趣旨・目的

国の第3期スポーツ基本計画において、「地域スポーツコミッション」は、スポーツを目的として訪れる人々に地域内での消費を促し、地域経済に貢献するスポーツツーリズム推進の担い手として位置づけられ、スポーツを通じた地域外からの誘客を図る活動（アウトター事業）に加え、地域向け住民サービスの充実（インナー事業）など、地域から求められる役割を果たすことが期待されています。

大阪府では、令和4年1月に、府内16のトップスポーツチームと一丸となりスポーツツーリズムの推進や生涯スポーツの振興を目的に、「大阪スポーツコミッション（OSAKA SPORTS PROJECT）」（以下、「コミッション」という。）を設立し、スポーツによる地域活性化に取り組んでいます。

本業務は、スポーツ庁「令和7年度スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業」等を活用し、スポーツを通じた地域外からの誘客活動として、スポーツチームの試合と、様々な「みる」スポーツ、「する」スポーツの体感や、スポーツと親和性の高い文化・産業など「スポーツ×○○」を楽しむことができる大規模なイベントを3日間実施する。また、本イベント実施に際し、コミッション構成チームの府外試合会場・ツーリズムイベント、メディア等において、本業務の周知やスポーツを含む大阪の都市魅力の発信を行うことで、大阪へより多くの誘客、府内での周遊促進を図ることで、スポーツによる地域活性化をめざしていきます。

また、本業務においては、スポーツビジネス等を志している学生に学びの場の提供も行き、将来の担い手となる人材の育成にも貢献します。

### 大阪スポーツコミッション（OSAKA SPORTS PROJECT）について

大阪府では、スポーツを都市魅力の有力なコンテンツとして活用し、在阪スポーツチームとの連携を基軸に観光や文化などと組み合わせたスポーツツーリズムの推進とともにスポーツを楽しめる機会の提供を通じ、生涯スポーツの振興にも取り組むことで、地域社会・経済の活性化を図るため令和4年1月に設立。

コミッションの特徴としては、トップスポーツチームの競技種目やホームタウンなどの垣根を超えた連携、チーム・アスリート等の知名度や集客力などを活かした広報プロモーションなどであり、これらを活かし、自治体や民間企業と連携したスポーツイベントを実施している。

#### <トップスポーツチーム（16チーム）>

|          |   |
|----------|---|
| 野球       | オリックス・バファローズ                              |
| サッカー     | ガンバ大阪、セレッソ大阪、FC大阪、スベランツァ大阪                |
| フットサル    | シュライカー大阪                                  |
| バレーボール   | 日本製鉄堺ブレイザーズ、サントリーサンバーズ大阪、大阪ブルテオン、大阪マーヴェラス |
| バスケットボール | 大阪エヴェッサ                                   |
| ラグビー     | レッドハリケーンズ大阪、花園近鉄ライナーズ                     |
| 卓球       | 日本生命レッドエルフ、日本ペイントマレッツ                     |
| ハンドボール   | 大阪ラヴィッツ                                   |

（参考：スポーツ大阪（大阪府） <https://sports.pref.osaka.jp/osaka-sports-project/>）

## 3. 履行期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金曜日）まで

#### 4. 委託金額の上限額

177,000 千円（消費税及び地方消費税額を含む）

※ 上記委託金額は、スポーツ庁の令和7年度「スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業」の採択を前提とした金額となります。採択状況によっては、コンテンツ内容等の変更（コンテンツの縮小等）を求めることがあり、最大 167,000 千円（消費税及び地方消費税含む）の減額変更契約の可能性がある。

#### 5. 業務内容・提案事項等

本業務は、スポーツによる地域活性化を目的に3日間行う大規模なスポーツイベントの企画・運営業務、大阪府が構築する特別な試合のための会場確保、設営及び運営業務、スポーツイベントと特別な試合との相互集客方法、府外試合会場等における広報・プロモーション等について、企画提案を求めます。

なお、本業務は、地域スポーツコミッションの経営多角化を目的とした、スポーツ庁「令和7年度スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業」の活用を予定しており、大阪府が事務局を担うコミッションと密接に連携し、構成チーム等の協力を得ながら取り組んでいくこと。

##### ◆業務内容

- A) スポーツによる大規模イベントの企画・運営業務
- B) 大阪府が構築する特別な試合の会場確保、設営及び運営業務
- C) イベントの広報業務
- D) 実施体制（運営業務）及びスケジュール等の管理業務

##### 企画提案概要

###### A) スポーツによる大規模イベントの企画・運営業務

開催時期：令和7年10月17日（金）から10月19日（日）

（提案事項）

###### 1. 本業務の趣旨・目的を理解し、国内外から参加者を惹きつけ、誰もが体験や観覧したくなるような集客効果が高い魅力的なコンテンツを提案すること。

- （ア）イベント会場の選定は、立地や定員、コンテンツ内容、事業効果を十分に考慮すること。
- （イ）スポーツの体験コンテンツだけでなく、スポーツを見て楽しむことができるコンテンツ（例：スポーツミュージアム、パブリックビューイングなど）を提案すること。
- （ウ）コミッション構成チームの競技だけでなく、アーバンスポーツやバーチャルスポーツなど、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが楽しむことができるコンテンツを含めるなど、多様なジャンルのスポーツで構成すること。
- （エ）大阪の強みであるスポーツとエンタメ・文化・観光・産業など「スポーツ×○○」をテーマに、国内外からの観光客を惹きつけるとともにスポーツに関心の薄い層の集客につながるようなコンテンツも含めること。
- （オ）インバウンドも想定し、多言語や非言語で楽しむことができるよう、デジタル技術の活用などの工夫をすること。
- （カ）実施するコンテンツは、無料・有料は問わない。
- （キ）実施するコンテンツについては、事業目的達成のため、予算の範囲内で追加や変更、大阪府等が企画するコンテンツの実施を求めることがある。

###### 2. アスリート・著名人などを起用し、集客効果を高め、魅力的なステージコンテンツについても提案

すること。

(ア) イベントの内容・趣旨に基づき、相応しいキャスティングとなるよう十分に考慮すること。なお、コミッション構成チームへ交渉する際は、大阪府と十分に協議し、交渉すること。

(イ) B) の特別な試合に参加するチームがイベントに参加しやすくなるよう、スケジュールや会場など工夫をすること。

(ウ) 出演にかかる交渉等を契約締結後、速やかに実施すること。また、実施予定のコンテンツと併せ、アスリートや著名人など大阪府と十分に協議のうえ、出演交渉・契約等を行うこと。

(エ) 予約・契約にあたっては、計画的に実施し経済性に配慮すること。

**3. B) の事業と連携し、大規模イベントと特別な試合との相互集客や、大阪府内での宿泊や消費向上につながるような仕掛けを提案すること。**

(ア) スポーツツーリズムの基本理念を理解し、単なるイベントの開催にとどまらず、大阪府内における消費額の向上につながるようなコンテンツを提案すること。

**4. 当該イベントへの機運醸成を目的に、プレイイベント（1日開催）を実施すること。なお、プレイイベントの内容は、当該イベントの内容に沿ったものとし、当該イベントの広報も実施し、当日の来場を促すものとする。また、開催時期は大阪・関西万博の開催期間中とし、大阪・関西万博への来場促進を図る内容も取り入れること。**

**B) 大阪府が構築する特別な試合の会場確保、設営及び運営業務**

令和7年度は、大阪ブルテオン、サントリーサンバース大阪、日本製鉄堺ブレイザーズ及び府外チーム（参加チームについては大阪府及びコミッション構成チームで決定）1チームの計4チームによる親善マッチを実施する。なお、開催日は「A）に記載の大規模イベント」の事業と同じ時期に実施する。（1日1～2試合3日間開催する）

（提案事項）

**1. バレーボールの試合を開催するための会場を提案すること。**

(ア) より多くの観客が観戦できるような会場であること。なお、施設については既存の施設、仮設は問わない。（1試合当たりの目標観客数：5,000人程度）

(イ) 会場確保にあたっては契約締結後、大阪府との協議を行ったうえで速やかに実施すること。

(ウ) 会場の選定にあたっては、イベントの趣旨に基づき、事業目的、事業効果を十分に考慮し、実施する試合の競技に相応しいものとする。こと。（少なくとも競技エリアは、国際基準に準拠すること。）

(エ) 試合の会場について、大阪府と十分に協議のうえ、仮予約、予約、申し込み手続き、契約等を行うこと。

(オ) 予約及び契約にあたっては、計画的に実施するとともに、経済性に配慮すること。

**2. 当該試合の運営を行うこと。**

(ア) 試合の運営にあたっては、大阪府と参加するコミッション構成チームと十分に協議のうえ実施すること。

(イ) 試合の観戦料は有料とし、金額については大阪府とチームと協議のうえ決定する。売り上げについては、当該イベントの事業費とすること。

(ウ) 府外チームの招聘費については、事業費の中から支出すること。（想定招聘費：2,000

万円～3,000万円)

- (エ) 試合の運営にあたっては、会場の仕様等に応じた危機管理体制を構築し、関係者間で共有すること。
- (オ) 設備等の設置・撤去について、来場者等の安全の確保及び時間内の完了のため、事故や時間内に完了できない場合等に備えたバックアップ体制も含め、十分検討して、実施すること。
- (カ) プログラム開始、終了、搬入出時における来場者の安全な誘導方法について十分検討し、実施すること。また、プログラム当日に使用する、大阪府所有の資機材について、大阪府の指示のもと搬入出作業を行うこと。
- (キ) 会場内及び会場周辺においては、来場者の安全を最優先として、各プログラムの運営に支障がない警備計画を作成し、安心安全な警備を実施すること。警備計画を作成するにあたっては、各会場における適切かつ安全な来場者・交通の誘導方法その他防火・防犯に対応できる必要な警備員の配置計画及び警察、消防、救急等官公庁との連携・協力を前提とした安全対策を策定すること。
- (ク) プログラム終了後、会場として使用した各施設等の原状回復を行う必要がある場合は、各管理者の立会いの原状回復を行うこと。
- (ケ) 搬入出車両の証明書など、事業運営に必要な制作物の作成等を行うこと。  
(注) 証明書等については、所要数量や、配付先調査等の調整等業務を含むものとする。

### C) イベントの広報業務

**当該イベント及び試合への集客が促進されるプロモーションについて、SNS やメディアとの連携、主要ターミナル駅や空港におけるチラシ配架、ポスター掲出、ツーリズム系イベント（ツーリズム EXPO など）への出展など国内外問わず誘客につながるよう戦略的な広報活動を実施する。**

(提案事項)

1. **本事業の趣旨を十分に理解したうえで、どのようなプロモーションを実施するのか、着眼点、対象、手法等（媒体、時期）について具体的に提案すること。**
  - (ア) プロモーションで活用する効果的な広報物など活用媒体や手法について企画・実施すること。なお、デザインは大阪府と協議のうえ決定すること。
  - (イ) 大阪府が実施する他の事業と連携を図り、効果的な広報活動を行うこと。
  - (ウ) 実施するプロモーションは、提案内容をもとに大阪府と協議・調整のうえ決定する。その際、予算の範囲内で内容の変更や追加等を求めることがある。
  - (エ) 事業者提案のほか、コミッションの SNS やスポーツ大阪、大阪スポーツナビの活用も視野に入れること。
  - (オ) インバウンドに対する広報も意識すること。
  - (カ) 事業を通して、コミッションの認知度向上につながるような広報にも取り組むこと。

### D) 実施体制（運営業務）及びスケジュール等の管理業務

(提案事項)

1. 本業務を推進するにあたり、様々な大学や専門学校でスポーツビジネスを学ぶ学生を広く募集して、学びの場を提供し、将来の担い手となる人材の育成につながる取組みを具体的に提案すること。
2. 本業務の目的を踏まえ、事業実施における具体的な事業効果を明記すること。
3. 本業務実施後の展開性及び事業の持続可能性（本業務を実施することにより、翌年度以降にどのような影響や波及効果が見込まれるか等）についても具体的に明記すること。
4. 業務全体の運営体制について提案すること。（体制図などを作成する際は、各担当者の実績を記載すること）
5. 業務を円滑に遂行できる全体スケジュールについて提案すること。
6. 業務を円滑に遂行するための事業管理方法について具体的に提案すること。

※ 過去（５年以内）の同種又は類似業務の実績を有する場合は示すこと。

※ 広報、コンテンツの充実につながる協賛等の獲得に努めること。

（協賛の獲得にあたっては、セールシートを作成し、大阪府に提出、共有すること。）

なお、協賛等にあたり、必要に応じて協賛者と協議、調整を行うこと。なお、協賛により得られた資金や物品については、委託料に加えて、本事業にのみ使用すること。

## 6. 委託事業の一般原則

- (1) 事業の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- (2) 本業務の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属するものとする。
- (3) 再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本業務の一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、大阪府と協議し、承認を得ること。

## 7. 委託事業の実施状況の報告

- (1) 受託者は契約締結後、随時委託事業の実施状況を大阪府に報告すること。  
（詳細は大阪府と協議する。）
- (2) 受託者は臨時の事業実施状況等報告の求めに対し、協力すること。

## 8. 経費の取り扱い

- (1) 本業務の経費で他の業務の経費をまかなってはならない。
- (2) 委託経費については以下のとおりとする。

### (ア) 対象経費

人件費、諸謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借料及び損料、消耗品費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費（10%を上限とする。）を委託費として支出する。

### (イ) 以下の経費は対象としない。

- ・契約期間外に使用した経費
- ・国や地方公共団体から同一事業に対して補助金、委託費等が支給されている場合の事業費
- ・営利のみを目的とした経費
- ・委託先の業務運営に係る人件費、旅費、光熱水料等の恒常的な経費
- ・親睦を深めるための交際経費
- ・その他本業務と無関係と思われる経費
- ・再委託費

- (3) 経費のうち、一般管理費については、業務を行うに必要な経費であり、当該業務に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、以下の計算方法により算出した範囲内で認める。

$$\text{一般管理費} = (\text{人件費} + \text{事業費}) \times \text{一般管理費率}$$

※一般管理費率は、受託者の内部規定などで定める率または合理的な方法により算定したと認められる率とするが、10%を超えることはできない。

- (4) 大阪府は、再委託先が委託要項又は委託契約書に違反したとき、または本業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。
- (5) 上記による額の確定後、大阪府は委託先に確定した額の委託費を支払うものとする。

## 9.財産取得

財産価値が生じるような工事費など、財産取得となる経費は認めない。また、物品等で業務終了後、財産価値が残存する場合は、売却等を行いその金額を返還しなければならない。

※パソコン、机等は適正な価格のレンタルが望ましい。

## 10.書類の保存

全ての証拠書類は業務終了後、翌年度4月1日から起算して10年間保存しなければならない。

### 11.業務完了後、大阪府へ提出するもの

受託者は、業務終了後、業務完了報告書、委託経費決算書及び成果物等の電子データ（最終版）を大阪府に提出すること。（詳細は大阪府と協議する。）

### 12.権利義務の帰属

#### (1) 成果品の帰属等

- ・本業務の実施により得られた成果品、情報等については、大阪府に帰属する。
- ・成果品については、本業務終了後も大阪府ホームページ（スポーツ大阪）やコミッションが持つSNSアカウント等において掲載する。

#### (2) 特許権、著作権等

- ・委託業務の実施に伴って生じた作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の特許権、著作権その他の権利の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、大阪府に帰属するとともに、本業務終了後においても大阪府が自由に無償で使用できるものとする。
- ・受注者は委託業務の実施に伴って生じた著作権人格権を行使しない。
- ・本業務の実施にあたっては、必ず著作権者等に著作物の利用等について許諾を得ること。
- ・受注者は、委託業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、受託者の責任において、必要な措置を講じなければならない。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより、府が当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、委託先は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。

### 13.精算

- (1) 本業務に係る経理と他の経理を明確に区分すること。
- (2) 大阪府は、委託期間中、委託業務の実施状況及び経費の使用状況を確認するため、必要に応じて調査することができる。

- (3) 業務終了後、大阪府に対して支出額を記載した収支精算書を提出し、大阪府の確認を受けること。  
なお、企業等からの収入と経費支出の確認方法については、大阪府と本業務の委託契約を締結する際に協議すること。
- (4) 大阪府は、収支精算書と各種証拠書類との確認を行う。精算の結果、見積りよりも事業費の実績が下回った場合は減額・返還を求めるとし、大阪府からの通知に基づき返納すること。

#### 14. その他

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- (2) 業務開始時までには業務実施計画書（業務スケジュール）を大阪府へ提出すること。
- (3) 見積りの詳細については、大阪府と業務の委託契約を締結する際に協議すること。
- (4) 大阪府は特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費含む）まで認めるものではない。契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- (5) 契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- (6) 個人情報の取扱いについては公募要領別記の特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。  
なお、個人情報保護の観点から受託者は契約締結時に『誓約書』を提出すること。  
≪同特記事項第8（10）に定める個人情報保護のための必要な措置≫
  - ・業務により知り得た個人情報の取扱いは、業務に従事する作業員（業務開始時に作業員名簿を作成し、大阪府へ提出すること。）のみが行うこと。
  - ・受託者は、作業員に、同特記事項を遵守する旨の誓約書を提出させること。
- (7) 委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託者で協議の上、業務を遂行すること。
- (8) その他、業務の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。